

別表1(第5条関係)

## 大分県漁業近代化資金の種類及び貸出条件

漁業近代化資金の種類	貸出条件		貸付利率			
	償還期限	うち据置期間	漁協が第2条第1号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合 備考条件を全て満たす者(A)	(A)以外の者	中金が第2条第1号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合	漁協が第2条第6号に掲げる者に貸し付ける場合
1号資金 (1)総トン数が130トン(特別の理由がある場合において、農林水産大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを越える総トン数を定めたときはその総トン数とする。以下同じ。)未満の漁船の建造又は取得に必要な資金  (2)改造後の総トン数が130トン未満の漁船の改造(船体・推進機関・補機関・プロペラ装置・発電機・無線機・魚群探知機・方向探知器・ロラン・レーダー・ジャイロコンパス・気象図模写受信施設・造水装置・油圧装置等)に必要な資金	20年	3年	「漁業近代化資金融通法」(昭和44年法律第52号)第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率			
2号資金 漁船漁具保管修繕施設(漁船修繕施設・漁船機関修繕施設・染網施設・漁具倉庫・船揚施設等)、漁業用資材保管施設(給油タンク・資材置き倉庫等)、漁船用油供給施設(給油船・給水施設等)、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設(採苗施設・飼育池等)、養殖用作業舎、水産物処理施設(荷さばき販売所建物、卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物、場内事務所・水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター・トラック・スケール・せり機械施設等)、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運輸施設(運搬船等)、水産物販売施設、漁業用通信施設(漁業用無線陸上施設・テレタイプ・テレックス等)の改良・造成又は取得に必要な資金(注意)1号・3号・4号資金に掲げるものは除く。	15年(漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、20年)	3年				
3号資金 漁場改良造成用機具(ブルドーザー・パワーショベル等)、造船用油供給用機具(給油車・給水車等)、水産種苗生産用機具(ヒーター・培養器等)、養殖用えさ調製供給用機具(給餌器・ミンチ・チョッパー・溜溜器等)、養殖用肥料薬剤施用機具(浮タンク・散布機械等)、養殖水産物収穫用機具(のりつみ機等)、水産物等運搬用機具(運搬車・場内運搬機械等)、生産経営管理情報処理用機具(電子計算機等)の取得に必要な資金	7年(漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、10年)	2年				
4号資金 漁具(漁網網・浮子・沈子・ラジオブイ・集魚灯・潜水用具・えり・やな・かご・つりざお等)、養殖いかだ(養殖いかだ・母貝・核等)、その他農林水産大臣が定める養殖施設(はえ縄式養殖施設・仕切網養殖施設・ひび建養殖施設・浮流し式のり養殖施設・小割り式養殖施設)の取得に必要な資金	5年(大型定置網の取得にあつては10年)	2年				
5号資金 成育期間が通常1年以上である ぶり・うなぎ・たいいしだい・あじ・さけ・こい・テラピア・ふぐ・ひらめ・すずき・かさこ・めばる・にべ・はた・どうごろういわし・どじょう・さば・すぎ・わたりがに・くるまえい・いわがに・真珠貝・かき・はたてがしい・ひおうぎがしい・あわび・とこぶし・あかがい・あさり・はまぐり・すっぽん・ほや・うに・こんぶの種苗の購入又は育成に必要な資金	5年	2年(ふり、はたてがい、真珠貝(種苗の翌々年に浜揚されるものに限る)の増養殖資金 3年)				
6号資金 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるもの、漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設の改良・造成又は取得に必要な資金(注)漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。	20年	3年				
7号資金 1号～6号に掲げるものの他、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金、漁場改良造成施設資金(開発機械施設・のり防波導流施設・たこ産卵施設等)、共同利用船舶資金(監視船・指導船等)、水産物公害防止施設、海浜等環境活用施設資金(釣り場・潮干狩り場・管理施設・保安施設・休養施設・蓄養施設・水産物直売施設・特産品加工施設・水産資料展示研修施設・自然生態観察施設・漁家民宿施設・遊漁船・屋内外調理施設・施設連絡道路・駐車場及び便所)、漁村給排水施設資金、漁家住宅資金、初度的経営資金、密漁監視施設資金、水産業労働力確保施設資金(宿泊施設、休憩施設)	5年以上15年以内で農林水産大臣が指定する期間	2年又は3年の何れかの期間で農林水産大臣が指定する期間				
知事特認 特別な理由がある場合に限り知事が認める資金で、資金内容については知事が別に定める。	15年以内で知事が指定する期間	3年以内で知事が指定する期間	知事が認める利率			

(備考)1 貸付対象者のうち、年間90日以上漁業に従事する40歳未満の者で、かつ、次の条件を全て満たす者については、上記の貸付条件を適用する。

(1)漁業近代化資金の年間償還額の4倍以上の所得が見込める者

(2)所得の50%以上を漁業に依存している者

(3)住所地の市町村が融資機関に対して1%の利子補給を実施していること

但し、基準金利から法定の利子補給率と県単独の上乗せ利子補給率を引いたものが2%を下回る場合で、市町村が1%の利子補給を実施した場合には、その末端金利が法定の利子補給率の1/2に県単独の利子補給率を足したものを下回る場合には、市町村の利子補給率は、基準金利から法定の利子補給率の3/2と県単独の上乗せ利子補給率を差し引いたものとする。

(4)経営内容、事業計画について、知事が適正であると認めた者

2 上記表の1号資金の種類の特認の理由は、(1)から(3)までのいずれか及び(4)に該当するものであることとする。

(1)一の漁業の種類に係る漁法、漁業時期及び漁獲能力が総トン数130トン未満の漁船と、総トン数が130トン以上であつて指定を受けようとするトン数未満の漁船とで、おおむね同様であることとする。

(2)一の漁業の種類が、当県における漁業の生産量又は生産額の相応を占めるなど、当県において重要な漁業となつており、漁業近代化資金を活用した漁船の改造、建造又は取得が、浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プラン等の事業を活用した取組であり、所得の向上と競争力強化につながることに、漁業・漁村地域の活性化に寄与するものと認められること。

(3)一の漁業の種類において、総トン数130トン未満の漁船と総トン数130トン以上であつて指定を受けようとするトン数未満の漁船を使用する漁業が、漁業調整を図るなど協力して資源管理等に取り組んでいること。

(4)融資する金融機関において、経営の健全性と安定性が確保されていること。